

社会福祉法人益田市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、社会福祉法人益田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、益田市民を対象に益田市内で行われる先駆的またはモデル的な地域福祉活動に対し助成することにより、高齢者や障がい者、児童等の福祉をはじめ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、ふれあい豊かな福祉のまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(助成金の財源)

第2条 この助成金は、本会会費、善意寄附金、共同募金を財源とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域の福祉向上のための活動で営利を目的としない次の各号に定める事業とする。ただし、国、地方公共団体、社会福祉協議会及びその他団体の助成金及び補助金対象となる事業を除く。

- (1) 社会福祉活動に関する啓蒙、啓発、指導者等の養成訓練事業
- (2) 在宅福祉等普及向上の事業
- (3) 健康生きがいづくり事業
- (4) ボランティア等活動活性化事業
- (5) その他、地域福祉の向上に関する事業

※別紙“助成対象となる事業について”を参照のこと

(助成対象者)

第4条 助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、前条に規定する事業を行う、市内に所在の営利を目的としない団体（NPO法人、住民組織、住民参加型市民活動団体、福祉団体、ボランティア団体等）とする。ただし、同一の団体への助成が連続する場合は3年を限度とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、第3条に規定する事業に要する経費とする。ただし、経常的運営費と人件費（賃金）を除く。

(審査基準)

第6条 助成の審査基準は、次の各号に掲げる条件によるものとする。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であり、地域福祉の向上に効果的であること
- (2) 明確かつ具体的な計画に基づき、推進体制が確立しており、事業目的の達成が見込めること

(助成金の額及び期間)

第7条 助成は、本会の当該年度予算額の範囲内で行う。

- 2 助成金額は、前条に定める助成対象経費総額の3/4以内とし、かつ一事業20万円を限度とする。ただし、金額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 助成対象期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 4 助成対象事業において参加費等を徴収する事業の場合、徴収した参加費等の収入額を総事業費から減額した額を助成対象事業費とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金を受けようとするもの(以下「助成申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)を本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(審査会の開催)

第9条 会長は、助成申請者より助成金交付申請書を受理したときは、審査会を年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、その都度開催することができる。

(1) 審査会は、本会会長・副会長・常務理事・益田市連合自治会長会会長・益田市共同募金委員会審査委員会委員長・本会評議員の代表者6名で構成する。

(2) 審査会には、必要に応じて、助成申請者の代表者または代理の者に出席を求め、説明を受けることができる。

(3) 審査会では、第5条の助成対象経費及び第6条の審査基準に適合するかどうかを審査し、助成の可否及び助成金額を決定する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、審査会において助成金交付先、助成金額を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号①)を当該団体に通知する。また、助成金の不交付を決定したときは、助成金不交付通知書(様式第2号②)を当該団体に通知する。

(助成金の交付請求)

第11条 助成金交付決定の通知を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、助成金交付請求書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

(会計処理)

第12条 助成団体は、助成事業に係る経理を明確に処理しておかなくてはならない。

2 助成団体は、助成事業の収支状況がわかる会計帳簿、通帳及び証拠書類を年度終了後5年間保管し、公開を求められた場合には、すみやかに提出しなければならない。

(事業の公開)

第13条 助成によって行われる事業は、モデル的事业として、社協広報紙及びホームページへの掲載、他の地域福祉活動実践者への紹介等を行う場合がある。

2 上記に関連して、事業に係る資料・写真等の提供及び視察受入れ等について、助成団体に協力を求める場合がある。

(報告書の提出)

第14条 助成金の適正な執行を図るため、助成団体は当該事業が完了したとき、すみやかに助成事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。(複数年計画の場合は、毎年度末ごとに事業の途中経過を報告のこと)

(助成金交付の取消)

第15条 会長は、次に該当する場合は助成金の交付の決定を取り消し、または返還を求めることができる。

(1) 交付決定を受けた助成対象経費以外の用途に使用したとき

(2) 助成事業の実施ができなくなったとき

(3) その他、法令または本要綱に違反したとき

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. 社会福祉法人益田市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱（平成6年4月1日制定）は廃止する。
2. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（第4条、第7条、第9条、第12条、第15条及び付則の一部改正）

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（第1条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条及び付則の一部改正）

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（第4条、第7条及び付則の一部改正）

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。